

7 陳情第 29 号

7 陳 情 第 2 9 号	庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情
付 託 委 員 会	議会運営委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和7年11月18日受理、令和7年11月27日付託
陳 情 者	新宿区四谷坂町――――――

(要 旨)

「令和7年度新宿区ハラスメントに関する職員アンケート」の結果を重く受け止め、以下の対応をお願いします。

- 1 ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて行政と議会で明確に確認し、徹底してください。
- 2 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討してください。
- 3 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。

(理 由)

新宿区では、私が出した陳情は採択に至りませんでしたが、6月議会の議論を踏まえ、区として実態把握の為のアンケート調査を行って頂き、感謝申し上げます。

課長級以上の管理職を対象に行ったアンケートの報告書によると、85.2%が区議から購読勧誘を受け、このうち64.3%が心理的圧を感じていました。区議から購読の勧誘を受けた職員のうち34.7%が「購読した」、50%が「やむを得ず購読した」と回答しています。断っても重ねて勧誘されたケースも複数あったなど、公共機関にあるまじき実態が明らかになりました。

住民に説明できない慣習をいつまでも引きずるべきではありません。「実態を詳しく調べており、対応を検討していく」との区長発言を存じておりますが、ここで曖昧な対応をすれば、問題が更に根深くなり、国民・区民を裏切ることになります。区民の一人として、問題の決着の在り方として、職員個人としての思想信条の自由を担保できる形で、庁舎内では原則、勧誘禁止すべきと考え、改めて陳情いたします。

具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。

- 1 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。
- 2 (議員から勧誘されることなく) 職員が自発的に購読希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への懸念払拭に配慮できる。

上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意思で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした先行自治体の事例を踏まえ、アンケート結果を重く受け止めていただくよう陳情いたします。